

# 元市職員による業務上横領事件

青少年課・TEL224-5724

(財)川越市青少年健全育成協会の職員として事務に従事していた元市職員(平成18年7月懲戒免職)による業務上横領事件について、同協会から次のとおり市へ報告がありました。

財団法人川越市青少年健全育成協会  
元市職員による業務上横領事件に係る新たな示談について  
(報告)

財団法人川越市青少年健全育成協会の職員として事務に従事していた元市職員による業務上横領事件につきましては、市並びに市民の皆様の信用を失墜させ、また、ご心配をおかけしたことに対しまして深くお詫びいたします。

本件事件につきましては、既にご報告したとおり平成19年4月16日付で元市職員と示談金額2,100万円の示談書を取り交わしておりましたが、その後協会内に設置した調査委員会の調査結果に基づき、理事会において事件に係る本協会の損害金の総額を5,563万2,755円と確定し、既に示談を結んでいる損害賠償額2,100万円を差し引いた残りの3,463万2,755円を本協会の新たな損害金として元市職員に対して損害賠償を求める旨決議いたしました。

当該決議を受け、本協会では弁護士を代理人として元市職員と再度示談交渉を行ってまいりましたが、平成22年2月20日付で元市職員と下記のとおり示談が成立しましたのでご報告いたします。

## 記

1. 財団法人川越市青少年健全育成協会(甲)と元市職員(乙)は、本件事件における乙の甲に返還すべき示談金額が5,563万2,755円であること、内1,536万2,519円は既に乙から甲に対して支払済みであることを確認する。
2. 乙は、甲に対し、残金4,027万236円を、次のとおり分割して、毎月末日限り、甲の指定する銀行口座宛てに送金して支払う。
  - ・平成22年2月から平成24年1月まで 月額1万円ずつ
  - ・平成24年2月以降の毎月の支払額については、月額1万円を最低限として後日協議して定める。
3. 甲と乙は、前項の分割金額について2年毎に見直しを行い、乙の収入に応じて金額を増減する。この場合、乙は甲に対し、収入及び資産を証する資料を提出しなければならない。
4. 乙が2項の分割金の支払を3回分以上滞った場合には、乙は期限の利益を失い、甲に対し、直ちに残金と残金に年1割の割合による遅延損害金を付して支払う。
5. 本示談の成立により、甲乙間の平成19年4月16日付示談書による示談を解消する。

## 都市計画に関するお知らせ

藤間・今福2(旧暫定逆線引き地区)に関する、都市計画案の閲覧などを行います。

各地区を市街化区域に編入する区域区分の構想案の閲覧と、公聴会を行います。

都市計画の種類：川越都市計画  
画区域区分の変更(埼玉県決定)

閲覧期間：4月2日(金)～16日(金)、午前8時30分～午後5時

閲覧場所：都市計画課(本庁舎五階)・川越県土整備事務所・県都市計画課ほか県内四か所

\*県都市計画課ホームページでも見ることができます。

## ●公聴会の公述

公述を希望する方は、閲覧場所配布する公述申出書に必要事項を記入して、都市計

画課・県都市計画課ほか県内二か所に提出してください。  
申し出期間：4月2日(金)～23日(金)、午前8時30分～午後5時

対象：川越市・日高市・川島町に在住

## ●公聴会の開催

公述申出書の提出が無いときは、公聴会を中止します。

傍聴を希望する方は、4月27日(火)以降にお尋ねください。  
日時：5月13日(木)、午後2時

会場：保健所

## 都市計画案の縦覧

各地区を市街化区域に編入する際の、土地利用の方針などを定めた、地区計画の原案の縦覧を行います。

都市計画の種類：川越都市計画  
画地区計画の変更(川越市決定)

縦覧期間：4月2日(金)～16日(金)、午前8時30分～午後5時

縦覧場所：都市計画課  
意見書は、縦覧場所に提出してください。

受付期間：4月2日(金)～23日(金)、午前8時30分～午後5時

対象：各地区の土地所有者または利害関係のある方  
\*意見書の参考様式は、縦覧場所配布します。

問い合わせ：都市計画課  
TEL 224-5945

## 4月1日から、届け出が必要な特定化学物質の対象業種・物質を変更 環境保全課・TEL224-5894

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」および「埼玉県生活環境保全条例」では、年度ごとに化学物質の取<sup>と</sup>扱<sup>あつか</sup>量や排出量などを把握して届け出などをするを事業者<sup>そごう</sup>に義務付けています。

平成20年に施行令・施行規則が改正され、一部が4月1日から施行されます。今回の改正で、対象業種に「医療業」が追加されました。また、対象物質は、法律が562物質へ、条例が601物質へ増加しました。

対象業種・対象物質について詳しくは、市ホームページをご覧ください。なお、改正後の対象物質の届け出などは、同23年度から適用されます。

## 国民年金の届け出や納付は忘れずに

市民課国民年金担当・TEL224-5764

20歳から60歳までの方が加入する、国民年金。加入する年金の種類は第1号被保険者(自営業者など)・第2号被保険者(会社員や公務員)・第3号被保険者(第2号被保険者の被扶養配偶者)に分かれます。退職や結婚などにより加入の種類が変わるときは、年金の届け出が必要です。「届け出や納付を忘れて年金が受けられない」ということがないように、自分の年金はしっかり把握しましょう。

こんな時	手続き	届け出先	手続きに必要な物
20歳になった	加入	市民課(本庁舎1階)・出張所・連絡所、 第3号被保険者は配偶者の勤務先	印鑑
会社などを退職した	加入	市民課・出張所・連絡所	年金手帳・退職証明書または健康 保険資格喪失証明書など・印鑑
配偶者の扶養になった	種別変更	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先に確認
配偶者の扶養から外れた	種別変更	市民課・出張所・連絡所	年金手帳・扶養喪失証明書・印鑑
口座振替にしたい	納付方法 の変更	銀行・郵便局などの金融機関または 年金事務所	預(貯)金通帳・届け出印・年金手 帳など
納付書を紛失した	再発行	年金事務所	年金手帳など

### ■平成22年度の国民年金保険料

4月から来年3月までの国民年金保険料は、月額15,100円(年額181,200円)です。納付書は、日本年金機構から4月上旬に送付されます。届かない場合は、埼玉国民年金電話相談センター(TEL248-1165)にお尋ねください。また、国民年金保険料をまとめて前払い(前納)すると割り引きされる制度があります。

### ■ご存知ですか？ 学生納付特例

20歳以上の学生で、本人の所得が少なく保険料の支払いが困難な場合は、保険料を後払いにすることができます。前年度に特例が承認されて、今年度も引き続き同じ学校に在学する方は、日本年金機構から送付される申請書(はがき形式)に必要な事項を記入し、埼玉事務センターに郵送してください。ただし、在学する学校などが変わった方、申請書が届かなかった方は、下記受付窓口での申請が必要です。

**対象**…大学・短大・高校・高等専門学校・専修学校などに在学する20歳以上の学生(所得制限あり)

**用意する物**…学生証(新しい学年の物)または在学証明書・年金手帳・印鑑

**受付窓口**…市民課・出張所・連絡所

## ～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- 公園朝市(農産物直売会)を開催します 農政課・TEL224-5939  
新鮮な川越産のハウレンソウ・カブなどを販売。4月3日(土)午前9時～11時(売り切れしだい終了)。クレアパーク。当日直接会場。
- 人口動態職業・産業調査にご協力をお願いします 保健総務課・TEL227-5101  
4月1日から来年3月31日までの間で、出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届け出をした際に調査を行います。
- 環境情報のページを開設しました 環境政策課・TEL224-5866  
エコに興味がある・エコにチャレンジしたい方に情報を提供する「エコチャレンジファミリーの広場 ～家庭向け環境情報～」のページを、市ホームページ内に開設しました。ぜひ活用してください。
- 平成21年度包括外部監査結果報告書が提出されました 監査委員事務局・TEL224-6132  
平成21年度のテーマは「川越市における補助金に係る財務に関する事務の執行について(外郭団体に対する補助金を除く一般会計の補助金)」。報告書は、情報公開窓口(東庁舎1階)・図書館・公民館、市ホームページで見ることができます。
- 平成22年度第1回警察官採用試験 川越警察署・TEL224-0110  
受付期間は、4月1日(木)～14日(水)。受験資格・申し込み方法など、詳しくはお尋ねください。
- 求人企業合同面接会 埼玉県雇用対策協議会・TEL048-647-4185  
50社が参加予定。4月16日(金)午後1時～4時。大宮ソニックシティビル(さいたま市)。来年3月に大学などを卒業見込みの方(3年以内の既卒者も可)。履歴書を持参し、当日直接会場。